

第2回 久留米市北野地区の風俗環境を守る審議会

【議 事 次 第】

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 諮問事項

諮問第1号 久留米市北野地区の風俗環境を守る条例の廃止について

4. その他

5. 閉 会

諮問第1号

久留米市北野地区の風俗環境を守る条例の廃止について

1. 諮問理由

久留米市北野地区の風俗環境を守る条例（以下、条例という）は、生活環境の保全を目的とした、北野町のみにかかる建築規制の自主条例ですが、現在進めている久留米市全体の都市計画の見直しにより条例の目的を達成することが出来るため、条例を廃止し、合わせて久留米市北野地区の風俗環境を守る審議会（以下、審議会という）についても廃止することについて、審議会に諮問するものです。

2. 条例概要

名称	久留米市北野地区の風俗環境を守る条例		
制定日	平成2年7月21日		
目的	久留米市北野地区の環境を著しく阻害し、住民風俗に影響を及ぼすとみなされる営業に係る施設の建築指導を行なうことにより、青少年の健全な育成を図り、住民の良好な生活環境を保持し、もって明るい町づくりの推進に寄与することを目的とする。		
対象建築物	① ホテル	② 旅館	③ 簡易宿所
	④ キャバレー	⑤ ナイトクラブ	⑥ ぱちんこ店
	⑦ ゲームセンター等	⑧ 個室浴場	⑨ ストリップ劇場
	⑩ モーター	⑪ AV レンタル・販売	⑫ 風俗営業店
	⑬ カラオケボックス		
対象区域と制限内容	①～③は、市長の同意を得れば建築可		
	④～⑦及び⑬は、以下の範囲内では、市長は同意出来ない（＝建築不可） 以下の範囲外では、市長の同意を得れば建築可		
	住宅地、官公署、学校、私立学校、公民館、その他市長が不 相当と認めるもの	概ね100m範囲	
	病院、診療所、児童福祉施設、老人福祉施設、 知的障害者厚生施設、公園、緑地、神社、寺院、通学通園路	概ね70m範囲	
	⑧～⑫は、市長は同意出来ない（＝建築不可） 北野町の区域のうち陣屋、中、今山、十郎丸、千代島、中島、高良、鳥巢、石崎、 上弓削、大城、金島、塚島、仁王丸、稲数、乙吉、乙丸、赤司、八重亀、中川、 富多、守部の区域 ⇒ 「北野地区の全域（全ての“大字”含む）」		

3. 都市計画の見直しによる制限

現在進めている都市計画の見直しでは、北野町にも特定用途制限地域を指定し、遊戯施設や風俗施設を制限する予定ですが、これにより条例の規制内容をほぼ網羅することが出来ます。(条例と特定用途制限地域の規制内容比較：別紙①)

条例廃止に伴い、北野町の中心部（近隣商業地域）では、規制が緩和される場所（別紙②）がありますが、商業系用途地域の土地利用の趣旨から鑑みて、改めて制限しないものとしします。

4. これまでの経過

平成28年8月26日 都市計画の見直し（特定用途制限地域）に関する住民説明会

平成29年9月20日 条例廃止に関する住民説明会（参加者なし）

5. 今後のスケジュール

平成30年 3月 廃止条例、特定用途制限地域の建築条例 議会上程（予定）

〃 廃止条例、特定用途制限地域 告示（同日 審議会廃止）

条例と特定用途制限地域の規制内容比較

北野風俗条例 (平成2年)

用途地域 (平成11年)

用途地域及び特定用途制限地域 (平成30年3月指定予定)

対象建築物	
遊戯施設	パチンコ店
	ゲームセンター
	カラオケボックス
風俗施設	キャバレー
	ナイトクラブ
性風俗施設	個室付浴場
	ストリップ劇場
	モーテル、ラブホテル
	アダルトショップ
	風俗営業店(取次、紹介所等)

都市計画区域外
北野風俗条例 (自主条例)
△
△
○
△
△
×
×
×
×
×
×

都市計画区域			
第一種 低層 住居専用	第一種 住居	近隣 商業	用途地域 無指定
×	×	△	△
×	×	△	△
×	×	○	○
×	×	×	△
×	×	×	△
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×

都市計画区域			
第一種 低層 住居専用	第一種 住居	近隣 商業	用途地域 無指定 = 特定用途制限地域
×	×	△	×
×	×	△	×
×	×	○	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×

北野風俗条例により規制がかかっている状態

▨: 北野風俗条例による建築制限の範囲

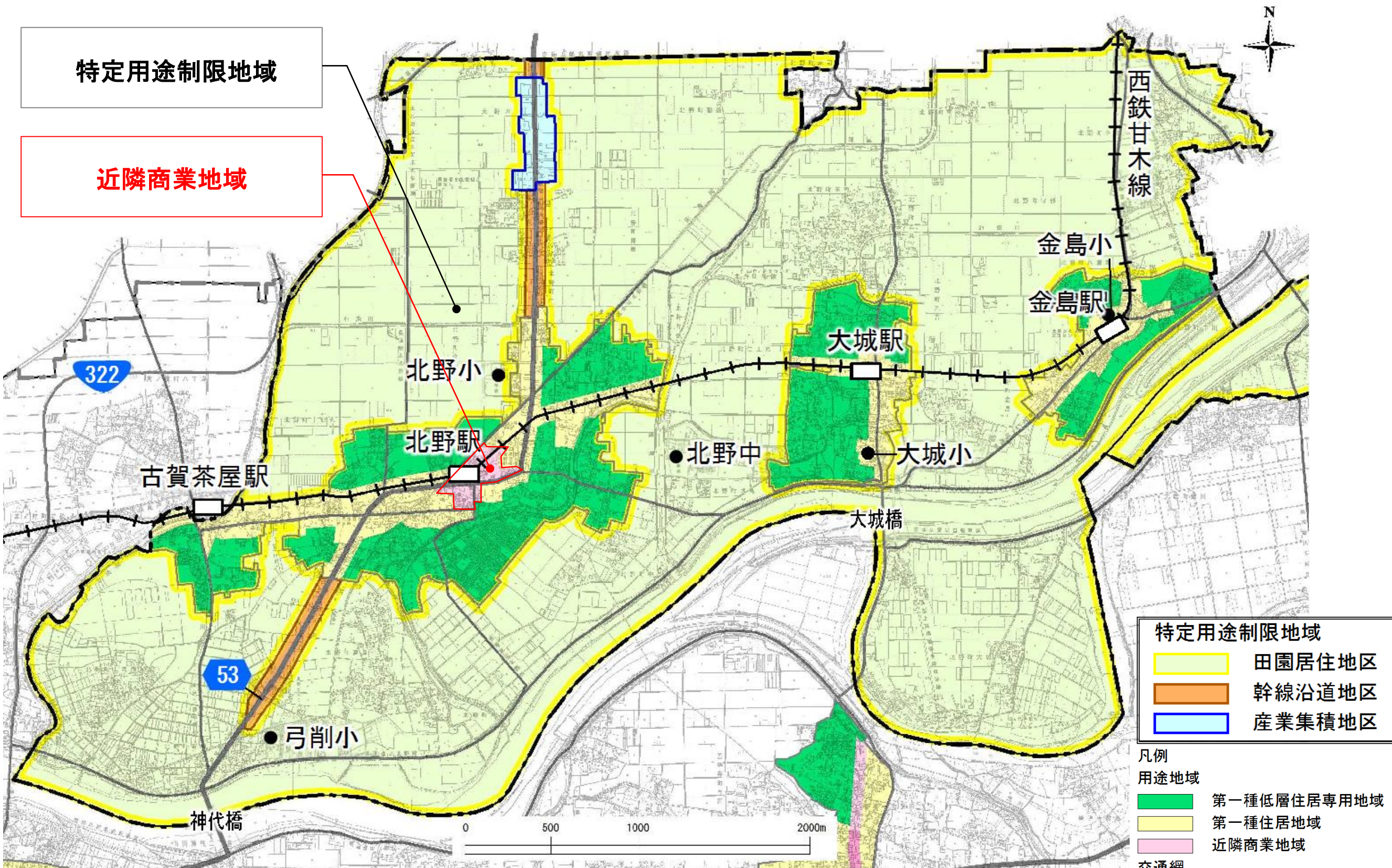
施設	制限の範囲
住宅地	100m
官公署	100m
病院、診療所	70m
学校	100m
私立学校	100m
公民館	100m
児童福祉施設	70m
老人福祉施設	70m
知的障害者更生施設	70m
公園・緑地	70m
神社・寺院等	70m
通学通園路	70m

△: 県風俗条例による営業の禁止地域

施設	制限の範囲
学校	100m
児童福祉施設	70m
病院	70m
図書館	70m
診療所(入院施設有)	50m

×: 風営法による営業禁止、建築基準法による建築制限

条例廃止後の近隣商業地域内の建築規制について



【北野風俗条例を廃止した場合】

- ◆パチンコ店とゲームセンターは近隣商業地域で建築可となる。
ただし、県風俗条例適用範囲 は、営業不可。
- ◆カラオケボックスは近隣商業地域で建築可となる。

